

マイナ保険証※を持っていない方などへ

※マイナ保険証とは、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードです。

「資格確認書」を 個人毎にお送りします



「資格確認書」とは

マイナンバーカードの保険証利用の申し込みをしていない方などが、保険証の代わりに医療機関等へ提示するものです。

8月1日
からご使用
ください。

山形県 国民健康保険 資格確認書	有効期限 令和 9 年 7 月 31 日
記号 山 000 番号 00 - 00 (枝番) 00	
氏名 はながた ベニ	
生年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日	性別 女
適用開始年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
交付年月日 令和 8 年 8 月 1 日	
世帯主氏名 はながた 紅太郎	
住所 山形市旅籠町二丁目0番00号	
保険者番号 060012	交付者名 山形市

「資格確認書」を交付する方

- マイナ保険証を持っていない方
(マイナンバーカードを持っているが、保険証利用の申し込みをしていない方を含む。)
- マイナ保険証を持っているが、要介護高齢者、障がい者などでマイナ保険証での受診が困難な方(申請があった方)

「資格確認書」で受診することができます

医療機関等の窓口では、同封の「資格確認書」を提示してください。一定の窓口負担で受診することができます。
有効期限が切れた資格確認書は使用できませんので各自の責任において破棄処分をお願いします。

70歳～74歳の方は医療費の負担割合の記載があります(高齢受給者証は廃止しました)

70歳の誕生日の翌月(1日生まれの方はその月)から75歳の誕生日の前日までは、医療費の負担割合が所得の状況に応じて異なります。

「資格確認書」の有効期限

資格確認書の有効期限は、毎年「7月31日」となりますが、次の方は異なります。

令和9年8月1日までに
70歳の誕生日を迎える方

有効期限 誕生月の末日 (1日生まれの方は誕生日の前日)
※誕生月の翌月(1日生まれの方はその月)からは、負担割合を表示したものになります。その資格確認書は、変更となる頃にお送りします。

令和9年8月1日までに
75歳の誕生日を迎える方

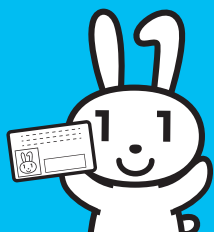
(75歳以降は、後期高齢者医療制度の対象者になります)

有効期限 誕生日の前日
※後期高齢者医療の資格確認書等は、山形県後期高齢者医療広域連合より、誕生日前日まで郵送されます。

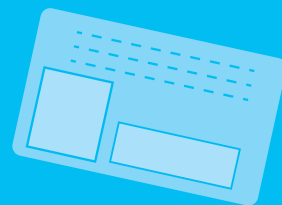
外国人の国民健康保険加入者のうち
令和9年7月31日までに
在留期限が切れる方

(延長された方は、差替え手続きが必要です)

有効期限 在留期限
※在留期限を延長された方は、延長の手続き完了後、在留カードと資格確認書を持参のうえ、市役所1階7番窓口へお越しください。



マイナ保険証を 利用してみませんか!!



マイナンバーカードを健康保険証として利用することで、様々な**メリット**があります。

merit 1 データに基づく より良い医療が受けられる

過去のお薬や特定検診等の情報を医師等と共有することで、治療に役立てることができます



merit 2 手続きなしで高額医療費の 限度額を超える支払いが免除

「限度額適用認定証」がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます



merit 3 マイナポータルで確定申告時に 医療費控除が簡単にできる

医療費の領収書を管理しなくても、e-Taxと連携することで、データを自動入力できます



マイナ保険証の利用方法

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、3つのステップが必要です。

STEP 1 マイナンバーカード を申請する

■申請方法(A～Cのいずれか)

- A. オンラインで申請する
(パソコン、スマートフォンなど)
- B. 郵便で申請する
- C. まちなかの証明写真機から申請する

STEP 2 マイナンバーカードを 健康保険証として 登録する

■申請方法(A～Dのいずれか)

- A. 医療機関等でのカードリーダーで行う
(機種によって登録できない場合あり)
- B. 「マイナポータル」から行う
- C. セブン銀行ATMから行う
- D. 市の窓口(市役所1階9番)で行う

STEP 3 医療機関・薬局で マイナ保険証を 利用する

■医療機関等での利用方法

- ① カードリーダーに
マイナンバーカードを置く
- ② 本人確認を行う
(顔認証または暗証番号)
- ③ 各種情報提供の同意選択をする

! 次のことにご注意ください

1. 資格確認書は、大切に保管してください。
2. 診療を受けるときの費用負担は、6歳(義務教育就学前)までは保険診療の費用(入院時の食事療養に要する費用を除く)の2割となり、6歳(義務教育就学時)から69歳までの方は3割となります。また、70歳から74歳までの方は、2割または3割の資格確認書に記載された割合となります。
3. 資格確認書の記載事項に変更があったときには、14日以内に、資格確認書を添えて山形市の窓口(その旨を届け出てください)。
4. 記載の有効期限を経過した資格確認書は使用できません。有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があります。
5. 検認又は更新のため、山形市に資格確認書の提出を求められたときは、速やかに、山形市に提出してください。
6. 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあります。
7. 特別の事情がないのに保険税を滞納した場合、また、特別の事情がないのに納期限から1年間経過しても保険税を滞納している場合、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を送付し、発行済みの資格確認書を返還していただいた上で、特別療養費の支給対象者向けの資格確認書を交付することがあります。

こんなときは?

Q1 今後、マイナ保険証を作成したとき、資格確認書は使えなくなりますか?

- A マイナ保険証作成後も、資格確認書は有効期限まで利用できます。なお、マイナ保険証を利用できない医療機関等では、当面、資格確認書を提示してください。この資格確認書の有効期限が切れる頃に「資格情報のお知らせ※」をお送りします。※マイナ保険証を作成した方へ資格情報を把握できるようお知らせするもの。

Q2 職場の健康保険に加入したとき、国民健康保険をやめる手続きが必要になりますか?

- A 職場の健康保険の加入日が分かる紙の証明書等をご持参のうえ、国民健康保険をやめる手続きが必要です。詳しくは、同封の「国民健康保険ガイドブック」の最終ページをご覧ください。

■お問合せ先

山形市役所 TEL(023)641-1212

- ・マイナ保険証・資格確認書について
- ・マイナンバーカードの申請・更新について

国民健康保険課
市民課

内線362
内線352